

第1章

市民が主体のまちづくり (協働・人権)

■分野別計画

第2編

第1章 市民が主体のまちづくり (協働・人権)

基本計画

第2章 人と文化・スポーツを育むまちづくり (教育・文化・スポーツ)

第3章 だれもが快適に暮らせる生活基盤の整ったまちづくり (生活基盤)

第4章 豊かな自然の中で共に安心して安全に暮らせるまちづくり (防災・環境)

第5章 子どもから高齢者までだれもが健やかに暮らせるまちづくり (保健・医療・福祉・子育て)

第6章 地域の特色を活かしたにぎわいのあるまちづくり (産業・地域活力)

第7章 行財政効率の高いまちづくり

第2編

基本計画

1. 市民協働*の推進
2. 人権・平和の尊重
3. 男女共同参画の推進
4. ユニバーサル社会*の形成

政策 [第1章] 市民が主体のまちづくり(協働・人権)

施策の大綱 1.市民協働*の推進

- 施策1.地域コミュニティ*活動を活性化する
- 施策2.市民主体のまちづくり活動を支援する
- 施策3.新たな協働の仕組みにより地域力を再生・強化する
- 施策4.適切な情報の発信と共有により市民参画を促進する

施策の大綱 2.人権・平和の尊重

- 施策1.人権施策を推進する
- 施策2.人権教育・人権啓発を推進する
- 施策3.平和事業を推進する

施策の大綱 3.男女共同参画の推進

- 施策1.性別にかかわらず、個性と能力を發揮できる環境を充実させる
- 施策2.男女共同参画の推進体制を充実させる

施策の大綱 4.ユニバーサル社会*の形成

- 施策1.ユニバーサルデザイン*を普及させる
- 施策2.外国籍市民が住みやすく訪れやすい環境を整備する

第1章1節 市民協働*の推進

現況と課題

社会経済情勢が急激に変化する中、多種多様な市民ニーズや複雑化・深刻化する地域課題に対し、これまでのように均一的・画一的な行政サービスでは適切に対応することが困難な状況となっています。また、人口減少に伴う過疎化・高齢化の進行や地域活動への無関心層の増大によって、伝統的に培われてきた地域での支え合いや助け合いの関係が希薄化し、自治会などの身近な地縁型コミュニティ*の維持・運営と担い手の確保が課題となっています。

一方、従来の地縁組織*や行政だけでは解決できない課題に柔軟に対応できるコミュニティ*として、三和・夜久野・大江地域において市民主体による地域づくり組織の設置やボランティア、NPO*・事業者などの団体による様々なテーマ型のコミュニティ*活動が拡大・多様化しています。

また、市民・地域・ボランティア・NPO*・事業者・行政などの多様な主体が互いに対等な立場でパートナーシップ*を確立し、それぞれの特性を活かし合うとともに役割と責任を明確化することにより、「自助・共助・公助*」が機能する持続可能な協働型社会*を構築することが求められています。合わせて集落機能や地域福祉の維持・安全対策など、地域間の協力体制や住民相互の対話と役割分担のあり方について、現状に即して再構築し、郷土への愛着と誇りのもとに、地域の特性や実情に応じた地域運営ができる地域協議会などによる住民主体のまちづくりの推進が求められています。

このような状況の中、本市は、平成25・26年に連続して大規模な水害に襲われ、全国各地から多くのボランティアの支援を受けたことで早期の復旧・復興につなげることができました。さらに、自治会などの地域内における連携・支援の重要性を認識することとなりました。

今後はコミュニティ*意識の高揚と活動を展開するために必要な支援体制や多様な主体間の横断的な情報交換や活動交流の機会など、持続性のあるまちづくりのための課題や目標を共有し、解決に向けて取り組むための体制と場づくりが必要となっています。また、市民への行財政情報の提供や公開、計画策定や政策決定、その形成過程への参画を推進し、まちづくりの主役である市民が、行政と情報や方向性を共有することが必要となっています。

施策1. 地域コミュニティ*活動を活性化する

基本的な方向	主な取り組み
①市民に最も身近なコミュニティ*である自治会の活動を支援します。	○地区担当者指定制度による自治会長との連携体制の継続および災害時における連絡体制の強化 ○自治活動の拠点である集会所施設の改修などへの支援
②市民が責任ある地域社会の一員として、自治活動に参画しやすい環境づくりを推進します。	○自治会への加入促進による地域コミュニティ*機能の強化
③市民の「自分たちの地域のことは、自ら考え、行動し、守る」というコミュニティ*意識を醸成し、主体的な住民活動を促進します。	○自治活動の重要性や地域の課題解決のための情報発信と事業支援 ○地域コミュニティ*活動に関する情報提供の充実と支援

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
地区担当職員が1回訪問した際に、自治会長から問い合わせや要望などを受け取った割合	44%	90%
ふくちの農山村応援事業に取り組んだ集落数	21集落(年間)	26集落(年間)

施策2. 市民主体のまちづくり活動を支援する

基本的な方向	主な取り組み
①多様な主体の参画と協力、また相互補完により、地域課題や市民ニーズに対応した取り組みが活発化する市域横断的な市民主体のまちづくり活動を支援します。	○福知山市市民憲章推進協議会や各種市民団体との連携強化 ○有志グループなどによるまちづくりの支援
②持続的なまちづくりを推進するため、公共活動を担う人材や団体の育成を促進します。	○市民活動の支援や相談機能の強化 ○地域づくりへの住民参加を推進する「地域公共人材育成」「団体育成」事業の推進 ○地域起業を支援する持続可能な環境の整備
③継続した住民活動を促進するため、様々な団体と連携できるシステムの構築を図ります。	○各主体間の情報交換と交流機会を支援するためのプラットフォーム*の機能確立

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
元気出す地域活力支援事業実施団体の課題解決に対する満足度	一	80%
福知山市市民憲章推進協議会構成団体数	76団体	80団体
市民満足度調査「住みよい・どちらかといえば住みよい」回答率	78.0%(H25)	82.5%

施策3. 新たな協働の仕組みにより地域力を再生・強化する

基本的な方向	主な取り組み
①「自助・共助・公助*」が機能し、時代の変化に対応する持続可能な地域運営を支援します。	○住民主体の地域協議会制度*の推進
②市民と行政との役割分担や市民の市政への参画を明らかにした自治基本条例の理念を推進します。	○地域課題解決に向けた場や体制づくりへの支援

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
住民主体の地域づくり組織数	0組織(累計)	9組織(累計)

施策4. 適切な情報の発信と共有により市民参画を促進する

基本的な方向	主な取り組み
①広報と情報公開の充実を通じて、市政への理解と信頼関係を深め、公正で開かれた市政を推進します。	○市民ニーズに対応した広報誌やホームページ、SNS*などによる充実した情報提供と速やかな情報公開 ○個人情報保護制度の適切な運用、情報公開の透明性・公正性の確保
②市民の意見・要望を的確に行政運営に反映するため、広聴機能を充実します。	○市長のまちかど懇親会、何でも相談、100人ミーティングなど、市民との双方向のコミュニケーションの機会の確保 ○定期的な市民意識調査の実施
③市政の計画策定や政策決定などへの市民参画の機会を拡大し、まちづくりの課題や目標の共有によって、社会変化や市民ニーズに即応した協働型社会*を推進します。	○監査結果などの公開の充実による市民に公正で開かれた監査の推進 ○無作為抽出型、公募型委員やパブリックコメント*制度など市民参画の促進 ○審議会などによる計画策定や政策決定にかかる市民参加手法の検討

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
市ホームページアクセス数	68,373件/月	80,000件/月
市議会ホームページアクセス数	32,800件/年	44,000件/年

**第1章2節 人権・平和の尊重****現況と課題**

同和問題や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国籍の人などに対する人権侵害は、以前にも増して個人の力だけでは解決できない社会問題となっています。戸籍の不正取得による身元調査や土地差別問題、インターネットへの悪質な書き込みやヘイトスピーチ*など、予断や偏見に基づく差別や人権侵害に加え、社会状況の急激な変化にともなう、いじめや虐待、家庭内暴力、ホームレス、貧困など深刻かつ多様な人権課題が明らかとなっており、人権を取りまく状況は厳しく、人権侵害救済制度の必要性が求められます。

また、人権尊重の国際潮流の中、新たに2014年1月「障害者権利条約」が締結されました。その条約の批准に向けた国内法の整備により、「障害者差別解消法」が成立し、今後、障害のある人の権利の実現に向けた取り組みが一層強化されることが期待されると同時に、他の人権課題に対しても人権侵害救済に向けた制度の構築や、差別を許さない教育・啓発などの取り組みが求められます。

本市においては、人権意識の高揚を図る施策に加え、いじめや児童虐待、DV*など多様な相談窓口を設置して関係機関のネットワークの構築などに取り組んでいます。今後においても、複雑化・多様化する人権侵害に対して、的確に救済していくための相談体制や救済システムを構築するため、関係部署、関係機関などと細やかに連携していくことが必要とされます。

今後は、人権意識の高揚を図る教育・啓発や相談体制の充実、差別を許さない人材育成など、あらゆる人権施策の推進をとおして、障害の有無、年齢、性別、出身、国籍などにかかわりなく、誰もが互いの価値観を尊重し合い平等に参画できる「共に幸せを生きる」共生社会の実現をめざし、市民が主体となった人権尊重のまちづくりを進めるとともに、平和の尊さを伝える施策を展開していく必要があります。

施策1. 人権施策を推進する

基本的な方向	主な取り組み
①人権侵害救済制度の確立に向けた取り組みを推進します。	○「人にいちばん近いまちづくり」の推進
②市民・NPO*・企業・各種団体などの参画や協働を図る「協働・支援」の施策を推進します。	○人権問題に取り組むNPO*や市民団体などへの支援と協働
③日常生活の中で起こる個別かつ具体的な人権侵害に対して、相談・支援体制を充実し、「保護・救済」の施策を推進します。	○関係機関とのネットワーク強化による相談体制の充実と保護・救済体制の確立

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
「人にいちばん近いまちづくり」実行委員会参加団体数	25団体・個人	27団体・個人
行政機関、関係機関、NPO*等との連携による事業参加者数	3,040人	3,200人

施策2. 人権教育・人権啓発を推進する

基本的な方向	主な取り組み
①あらゆる場や機会を通じて市民がともに互いの人権や価値観を尊重する人権意識の高揚を図る「人権教育・啓発」の施策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○一体的・系統的な学習プログラムによる人権を尊重する心と人権問題を解決する態度の育成と実践 ○学校教育と社会教育の連携した取り組み、職場や家庭の場などあらゆる機会を通じた教育・啓発活動の推進 ○人権ふれあいセンターや教育集会所、児童館などの啓発活動の推進 ○人権問題に関する意識調査の実施と結果を踏まえた啓発
②人権という普遍的文化の創造と市民が主体となって「共に幸せを生きる」共生社会を実現するため、差別を許さず見逃さない人材を育成します。	<ul style="list-style-type: none"> ○人権感覚、指導力、実践力を身につけた職員の育成 ○「差別を許さない人材育成基本計画」に基づく人材の育成 ○継続的な身元調査お断り運動の取り組みの実施

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
共にしあわせを生きるまちづくり人権講座参加者数	3,421人(のべ)	3,650人(のべ)
人権講演会参加者数	2,776人	3,016人
事前登録型本人通知制度登録者数	683人	3,000人

施策3. 平和事業を推進する

基本的な方向	主な取り組み
①戦争の悲惨さ、平和の尊さ、生命の大切さを伝える平和事業を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○恒久平和都市宣言などに基づく平和事業の推進 ○次代を担う学生・生徒による現地体験活動の実施 ○若者たちへの人権教育・啓発に積極的に取り組む人材の育成

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
広島平和行動・長崎平和学習の旅・沖縄平和人権文化体験研修の参加者数(累計)	295人(累計)	439人(累計)



第1章3節 男女共同参画の推進

現況と課題

女性も男性も互いにその人権を尊重し、性別にとらわれずに個性や能力を発揮できる男女共同参画社会*の形成に向けて、法整備や取り組みが積み重ねられてきました。とりわけ近年は、企業などの方針決定過程への女性の参画推進や女性が働き続けられる社会の構築など、女性の活躍の推進が国の成長戦略に盛り込まれています。

しかし、企業などの役員や管理職における女性の割合は依然として低い水準であり、雇用機会や待遇などにおいても女性の立場は弱く、男女間の経済的格差は大きくなっています。また、女性が妊娠・出産・子育てをきっかけに離職する状況はM字カーブに現れており、その解消のためには、長時間労働の抑制を図り、育児休業や介護休業が取得しやすく、男女共に働きやすい職場環境を整備していく必要があります。特に、男性は育児休業や介護休業の取得率が極めて低い状況があり、ワーク・ライフ・バランス*の啓発を進めていく必要があります。

また、社会意識や慣行の中、育児・家事・介護などにおいて固定的な性別役割分担意識が依然として強く残っており、それらを解消するための一層の取り組みが求められています。特に、DV*や性暴力などの女性に対する暴力は重大な人権侵害です。これまで「配偶者暴力防止法」の改正により被害者保護などの体制整備の充実が図られ、本市においても「DV*防止計画」を策定し、関係機関との連携により被害者に対する支援を進めてきました。今後においても被害者の保護・救済とともに暴力の防止のための啓発に一層取り組む必要があります。

また、災害時における避難所運営や防災にかかわる方針決定の過程においても、女性参画の拡大が必要とされています。男女が社会のあらゆる分野で平等で、性別にとらわれず自分の個性・能力を十分に発揮できる男女共同参画社会*の実現が求められています。

さらに、「男性」「女性」という性別にとらわれることなく「LGBT*など多様な性」を認め合い、自分らしく生きられる社会の構築が必要となっています。



施策1. 性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる環境を充実させる

基本的な方向	主な取り組み
①女性に対するあらゆる暴力や人権侵害について、男女共同参画センターを核とし、関係機関との連携を強化して相談の充実および救済対策の構築を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○人権侵害に対する相談体制の充実、関係機関とのネットワーク強化
②固定的な性別役割分担意識を解消し、多様な生き方を認め合い、ワーク・ライフ・バランス*を実現し誰もが自分らしく生きられるまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○性別に関わる人権問題の解決と社会意識・慣行の変革のための教育・啓発の推進 ○性別に関係なくワーク・ライフ・バランス*の取れた環境整備のための調査の実施、広報・啓発の推進 ○LGBT*など多様な性に対する理解の推進

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
女性相談の相談者数	106人	145人
セミナー・講座など啓発事業への参加者数	700人	1,050人

施策2. 男女共同参画の推進体制を充実させる

基本的な方向	主な取り組み
①男女が共に参画するまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○行政の政策や方針決定の場への女性の参画の促進、女性の登用 ○女性の社会進出支援の充実 ○男女共同参画に関する情報提供や学習機会の充実 ○女性が働き続けられる支援の促進
②男女共同参画社会*の実現をめざして活動するグループへの支援を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ○女性活動団体などへの支援と連携 ○男女共同参画センターの機能充実 ○市内女性団体・グループの相互交流と情報交換活動である「はばたきネットワーク」への加入団体の増加促進

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
審議会・委員会などの女性委員割合	24.6%	30%
はばたきネットワーク加盟団体数	13団体	16団体
女性団体活動支援講座参加者数	71人	100人



第1章4節 ユニバーサル社会*の形成

現況と課題

障害のある人や高齢者に対するハード面を中心としたバリアフリー*化の施策が進められてきましたが、近年の急速な少子高齢化の進行、国際化の進展など、社会構造の変化によって、「ユニバーサルデザイン*」の考え方に基づくまちづくりが重要になっています。

本市ではこれまでに第二次福知山市人権施策推進計画に基づき、ユニバーサル社会*の形成に向けて取り組んできました。その結果、ものづくりやサービスの分野ではユニバーサルデザイン*の考え方は浸透していますが、日常生活においては、その認知度や普及度が高いとはいえない状況であります。本市では、今まであらゆる差別の撤廃に向けて取り組み、互いに人権を尊重しあい、すべての人が安心して暮らすことができ、その持てる力を最大限に発揮できる「人にいちばん近いまちづくり」を推進してきました。ユニバーサル社会*はまさにそれが結実したひとつの形であり、今後も、障害の有無、年齢、性別、出身、国籍などにかかわりなく、誰にでも社会参加の機会が確保され、一人ひとりが互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できる地域を形成するため、ユニバーサルデザイン*の普及とその社会像への理解を広めていくことが必要となっています。

また、労働力人口の減少という社会的背景や今後も進む国際化を踏まえ、日常的に外国人を観光客や地域住民として迎え入れる意識改革が必要であり、多文化共生*や世界観の違いを認めるユニバーサル社会*を前提とした国際理解の進展が必要となっています。

施策1. ユニバーサルデザイン*を普及させる

基本的な方向	主な取り組み
①バリアフリー*化を一層推進し、ユニバーサルデザイン*に対する市民の認知を高め、その考え方を広めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○市民・事業者などへのバリアフリー*・ユニバーサルデザイン*に関する啓発
②公共施設については、ユニバーサルデザイン*に配慮した施設となるように整備・改善を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設やそのトイレのユニバーサルデザイン*化の推進 ○道路の段差解消などバリアフリー*化の推進 ○公共施設へのユニバーサルデザイン*物品の導入促進
③利用しやすく満足度の高い行政サービスの提供を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルデザイン*の考え方配慮した行政サービスにおける利用手続きの充実 ○誰もが分かりやすく、利用しやすい案内表示や窓口サービスの提供
④だれもが参加でき、楽しめるイベントづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルデザイン*の考え方を取り入れた誰でも楽しめるイベントづくりの普及
⑤人権意識や国際理解を高め、ユニバーサルデザイン*のまちづくりの構築に向けた取り組みを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルデザイン*推進指針の普及

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
ユニバーサルデザイン*講演会の参加者数	56人	100人
(企業・事業所を対象とした)手話・要約筆記講座参加者数	30人	100人
特定道路のバリアフリー*化進捗率	65.3%	100%

施策2. 外国籍市民が住みやすく訪れやすい環境を整備する

基本的な方向	主な取り組み
①日本語の分からぬ外国籍市民に、生活支援情報と日本語習得のための機会を提供します。	○外国籍市民に分かりやすい暮らしの安心・安全などの行政情報などの提供
②外国籍市民が、地域社会の一員として安心して生活できるよう、多文化共生*の環境づくりを推進します。	○外国籍市民と市民の異文化交流の推進 ○地域・企業・教育機関および関連団体との連携強化 ○まちなか案内板などの多言語表記
③異文化交流や国際理解の活動を促進し、市民参加の国際化を推進します。	○国際感覚あふれる人材の育成
④外国人が本市の魅力や情報を分かりやすく認知できる条件を整備します。	○差別や偏見をなくし、違いを受け入れる土壤づくりの推進

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
国際交流ボランティア登録者数	62人	70人
国際交流イベント参加人数	35人	100人



第2章

人と文化・スポーツを育むまちづくり (教育・文化・スポーツ)

1. 生涯学習の推進
2. 青少年の健全育成
3. 学校教育の充実
4. 高等学校との連携
5. 大学教育の充実
6. 文化財の保護・保存
7. 文化活動の推進
8. スポーツ活動の推進

政策 [第2章] 人と文化・スポーツを育むまちづくり(教育・文化・スポーツ)**施策の大綱 1.生涯学習の推進**

- 施策1.生涯学習を充実させる
- 施策2.図書館活動を充実させる
- 施策3.生涯学習施設の整備と適切な維持管理をする

施策の大綱 2.青少年の健全育成

- 施策1.健全育成体制を充実させる
- 施策2.健全育成活動を促進する

施策の大綱 3.学校教育の充実

- 施策1.確かな学力を育てる
- 施策2.心身ともに健やかな子どもを育成する
- 施策3.一人ひとりを大切にした特別支援教育を推進する
- 施策4.市民参加で開かれた学校・園づくりを推進する
- 施策5.就学前教育を充実させる
- 施策6.教育環境を整備・充実させる

施策の大綱 4.高等学校との連携

- 施策1.高等学校による人材教育を支援する
- 施策2.市内の高等学校との連携を強化する

施策の大綱 5.大学教育の充実

- 施策1.地域の将来を担う人材を育成する
- 施策2.産・官・学が連携し地域産業の振興と雇用創出による賑わいを創出する
- 施策3.市民一人ひとりの自己実現と生涯学習を促進・支援する

施策の大綱 6.文化財の保護・保存

- 施策1.文化財を適切に保護・保存する
- 施策2.文化財の保護意識を高める

施策の大綱 7.文化活動の推進

- 施策1.文化活動を振興する
- 施策2.多様な文化交流を推進する
- 施策3.文化施設を整備する

施策の大綱 8.スポーツ活動の推進

- 施策1.スポーツを振興する
- 施策2.スポーツ施設を整備する

第2章1節 生涯学習の推進

現況と課題

生活スタイルの変化や価値観の多様化により「心の豊かさ」が求められる中、生涯を通じて自己を研鑽し、生きがいのある充実した人生を築きたいという意識から幅広い世代の学習需要が一層高まっています。

また、従来の学習機会に加え、環境問題や国際化の進展、高度情報化などの現代的課題に対応する教育など、新たな知識や技術の取得への関心が高まり、学習ニーズの把握や、「いつでも」「だれでも」「どこでも」という学びやすい環境づくりが必要となっています。

さらに、学習の形態については集団から「個人の学び」をベースにしたものに変容している中、すべての教育の基礎となる家庭の教育力の向上をはじめ、学校・家庭・公民館や地域コミュニティ*の連携による様々な地域活動を通じた学び合いの機会の創出や、地域の教育力の向上が求められています。

このような状況の中、「まちと人・人と人をつなぐ交流空間の創造」をコンセプトに建設された「市民交流プラザふくちやま（愛称：ききょう）」は、公民館や図書館などの生涯学習機能をはじめ、京都ジョブパークや市民のボランティア活動を支援する市民交流活動室などの様々な機能を備え、市内外の子どもから高齢者まで幅広い年代の自主的な学習活動を支えるとともに、北近畿一円から集う多くの人々の交流と、中心市街地の賑わいづくりを促進しています。

今後は、この施設を中心に、地域・大学・民間企業などとの連携・協働による魅力ある学習機会の提供と、それを推進する人材育成やコミュニティ*づくりを進める必要があります。

施策1. 生涯学習を充実させる

基本的な方向	主な取り組み
①基本的な生活習慣やしつけ、子どもの健全育成など、学校・家庭・地域が一体となった「地域の教育力」の体制づくりを進めます。	○家庭・地域・学校が連携した「心の教育」の実践 ○地域の特色を活かした学校支援 ○「家族だんらんの日」「早寝・早起き・プラスワン（家庭読書・うちどく）」など、家庭の教育力の向上
②多様な生涯学習機会を提供し、人材育成や地域コミュニティ*づくり、市民一人ひとりの自己実現と積極的な社会参加を推進します。	○生涯学習活動を通じた人づくり、地域づくりの推進 ○地域社会を継続させるための人材の確保・育成 ○現代的課題や地域課題に関する学習機会の提供と地域コミュニティ*の醸成
③世代間にわたる学習、スポーツ、ボランティア活動を進め、学校教育と社会教育および社会教育団体との連携を強化します。	○生涯学習に対する市民ニーズの把握
④家庭・地域・学校をはじめ事業者やNPO*などの連携・協働による生涯学習推進体制を充実させます。	○学習活動の成果を発表する場や機会の提供 ○民間の取り組みや地域・学校との連携による公民館活動の活性化

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
地域公民館講座参加者数	5,568人	5,700人
生涯学習まちづくり出前講座受講者数	772人	1,000人

施策2. 図書館活動を充実させる

基本的な方向	主な取り組み
①北近畿における知識・情報の発信基地として、図書館機能の充実を図ります。	○図書館を活用した課題解決・調査研究支援機能および蔵書の充実と、職員の専門性の向上 ○図書館ボランティアや京都ジョブパーク、福知山公立大学など関係機関と連携した図書館サービスの実施 ○図書館を活用した、「人から人へ」「人からまちへ」情報発信と交流の推進
②子どもから高齢者、障害のある人など、すべての人に読書の楽しみを提供できるよう、市民と協働して図書館サービスの向上を図ります。	○子どもから高齢者、障害のある人など、すべての人に読書の楽しみを提供する新たなサービスの検討・展開（子どもの読書活動推進計画） ○分館での地域の特徴を活かした図書館サービスの展開と、移動図書館による遠隔地へのサービスの充実 ○地域の郷土資料・行政資料などを整理・保存し市民の情報ステーションとしての機能の確立

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
図書館の年間来館者数	238,409人	330,000人
年間資料貸出冊数	497,529冊	600,000冊

施策3. 生涯学習施設の整備と適切な維持管理をする

基本的な方向	主な取り組み
①「市民交流プラザふくちやま」や公民館などの社会教育施設を整備・充実させます。	○「市民交流プラザふくちやま」や公民館などの社会教育施設を整備・充実させます。 ○地域公民館など生涯学習の場の計画的な整備・充実
②地域活動の拠点施設として位置づけるほか、災害時においては広域避難所として管理・運営を行います。	○特色ある地区公民館活動の支援・充実 ○地域公民館・地区公民館の連携による、人づくり、地域づくり、地域コミュニティ*の醸成

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
市民交流プラザ及び地域公民館利用者数	422人/日	600人/日



第2章2節 青少年の健全育成

現況と課題

青少年をとりまく社会環境は、生活スタイルの多様化や地域コミュニティ*の衰退、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)*などインターネット上の交流の拡大などにより大きく変化しています。全国的には、いじめや不登校、高校中途退学、離職、薬物使用などの顕在化、また、青少年が当事者となる犯罪や虐待の増加、ニート*やひきこもり、さらには自殺など、社会不安や経済情勢が直接的に青少年の成育環境に影響し、本市においても同様の事例の発生が想定されます。

こうした状況の中、本市では家庭・地域・学校・行政、任意団体などが一体となって青少年の健全育成を推進してきましたが、非行の低年齢化や広域化、複雑化などに対応するためには、より一層の関係機関との連携強化と良好な地域コミュニティ*の再生が必要となっています。

施策1. 健全育成体制を充実させる

基本的な方向	主な取り組み
①家庭・地域・学校・行政などの関係機関の連携を強化し、地域ぐるみで青少年が社会性や自立心を育み心豊かに成長することを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA活動など地域や家庭の教育機能の充実 ○地域連携による「心の教育」や「家族だんらんの日」の実践活動体制の強化 ○若者を支援する団体などとの連携
②青少年がインターネット上などの有害環境やいじめ、犯罪、虐待などから守られ、安心して暮らせる社会づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○少年補導センターなどの相談・支援体制の充実、研修や補導活動の強化 ○インターネット上における違法・有害情報に対する情報モラル教育の強化

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
街頭補導活動回数に対する注意助言件数の割合	57%	30%

施策2. 健全育成活動を促進する

基本的な方向	主な取り組み
①子どもが社会の一員としての自覚を高められる青少年団体活動などを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども会、スポーツ少年団などの各種青少年団体やサークル活動の支援 ○あいさつ運動などの身近な活動を通した地域と子どもたちの見守り
②自然体験やボランティア活動など地域社会との交流機会の拡大を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○地域をあげた「心の教育」実践活動の推進 ○自然体験事業など「地域とのふれあい活動」や「世代間交流」の支援 ○青少年のボランティア活動などの地域活動と、学習活動への参加機会の提供

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
「心の教育」実践活動の参加人数(あいさつ運動は除く)	22,405人	23,000人

第2章3節 学校教育の充実

現況と課題

国際化、高度情報化、少子高齢化、子どもの貧困問題など社会が激しく変化する中、子どもたちを取り巻く環境も、いじめ、不登校、児童虐待、インターネット上の有害情報の氾濫など、様々な課題が輻輳し複雑化しています。このような状況の中で、「生きる力」を育むという理念のもと、主体的・創造的に生き抜く力を高め、時代に即応した教育の充実と、安全で魅力ある学校づくりに向け、家庭・地域・学校などの連携・協働が重要となっています。

また、本市の児童生徒数は平成31年度までわずかな増減を繰り返し横ばいとなる一方で、地域によっては減少が進むことが見込まれます。小中学校の適正規模・適正配置、保幼小中一貫・連携教育の推進などによる子どもたちにとって望ましい教育環境の整備や、子どもたちの知育・徳育・保健体育(食育を含む)の充実と、家庭・地域・学校が連携した新しい教育のあり方を踏まえた教育改革が必要となっています。

さらには、京都府立福知山高等学校附属中学校や京都共栄学園中学校との連携強化も重要な要素となっています。



施策1. 確かな学力を育てる

基本的な方向	主な取り組み
①基礎的な知識・技能を身に付け、それらの活用により様々な課題に対応し解決できる力(確かな学力)を育成します。	<ul style="list-style-type: none"> ○個に応じた指導、基礎的・基本的な指導の充実と、学び考える態度の育成 ○「家庭学習の手引き」を活用した家庭での教育力の向上 ○情報モラルの育成と指導の充実、情報活用能力を高める情報教育の推進
②子どもの個性と可能性を引き出す指導を充実し、文武向上と自らが主体的に進路を切り拓く能力や態度を育成します。	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員の意欲や指導力の向上 ○各小中学校の課題に即応した文武向上プランの推進 ○次代を担う子どもを育成する保幼小中一貫・連携教育(シームレス学園構想)の推進 ○職業観・勤労観など、社会人としての資質・能力の育成を図るキャリア教育の推進

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
授業時間以外の勉強時間が平日1日あたり30分に満たない小学4年生の割合	9.5%	3%以下
1日あたりの読書をする時間が30分以上の中学生の割合	小学生48.8% 中学生33.0%	小学生55.0% 中学生40.0%

施策2. 心身ともに健やかな子どもを育成する

基本的な方向	主な取り組み
①豊かな人間性、健康で体力のある身体など、知・徳・体の調和がとれ、社会の変化にも柔軟かつ的確に対応できる「生きる力」を備えた子どもの育成を図ります。	○相談機能の充実などによる不登校対策や、子どもの居場所づくりの推進 ○薬物・性教育に対する正しい知識の習得 ○家庭と連携した調和のとれた心身の発達支援 ○学校保健体育の向上推進のため、小学校の駅伝・陸上競技大会や中学校の部活動の支援
②学校教育と社会教育の緊密な連携のもと、豊かな創造性を育む教育環境の整備を進め、生涯にわたる学習基盤を培い、寛容と自尊感情を高めます。	○豊かな人間性を育む「いのちの授業」など道徳教育の推進 ○社会体験や飼育・栽培活動などを通じた心豊かな人間性の育成
③自他を尊重し、ともに認め合う望ましい人間関係の育成を図ります。	○一人ひとりを大切にする人権教育の推進 ○国際理解教育の充実 ○いじめや虐待などへの組織的な対応と早期発見、未然防止の取り組みの推進
④望ましい食習慣を形成するため、家庭や地域に質の高い食生活についての情報を発信し、指導の充実を図ります。	○家庭や学校給食を通した望ましい食習慣の定着 ○児童生徒の成長段階に応じた栄養バランスや、食物アレルギーを考慮した学校給食の提供 ○学校給食に、米をはじめとする新鮮で生産者の顔の見える地場産品を活用

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
7時までに起床する小中学生の割合	小学生88.8% 中学生76.1%	小学生95% 中学生95%
学校の体育以外で週1回以上運動やスポーツを行なっている小・中学生の割合	小学生86.4% 中学生87.4%	小学生90% 中学生91%
不登校児童生徒の出現率	小学校0.36% 中学校1.86%	小学校0.2% 中学校1.7%
朝食を毎日食べる小中学生	小学生95.6% 中学生93.9%	小学生100% 中学生100%



施策3. 一人ひとりを大切にした特別支援教育を推進する

基本的な方向	主な取り組み
①障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を図りながら個性や能力を伸長し、心豊かでたくましく生きる力を培います。	○保健・医療・福祉などとの連携による発達障害などの早期発見・早期支援 ○就学前スクリーニング*によるスムーズな就学の支援 ○思春期スクリーニング*による自分らしく自己表現できる環境づくりの支援 ○地域の関係機関との課題やニーズの共有による、生涯にわたる一貫した支援体制づくり
②一人ひとりの将来を見据えた支援を行い、特別支援学級のみならず、通常の学級においても合理的配慮*の充実を図るとともに、就学指導の力量アップを図ります。	○特別支援の視点を活かした授業・学校づくりの推進 ○発達障害のある幼児・児童・生徒に対する指導の充実 ○子どもたちの自己実現に必要な支援や環境づくり

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
就学前スクリーニング*実施率	99.5%	100%

施策4. 市民参加で開かれた学校・園づくりを推進する

基本的な方向	主な取り組み
①保護者や市民の声を学校運営に反映し、家庭・地域・学校などの連携を通した開かれた学校・園づくりを推進します。	○「学校運営協議会」の指定校における地域の実情に応じた取り組みの推進 ○「学校評議システム」について第三者評価などの検討を踏まえた学校経営の推進 ○学校評議員制度の充実と学校教育情報の発信 ○ボランティアなどによる学校支援の輪の拡充

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
学校評議員に意見を求めた回数	3回	4回

施策5. 就学前教育を充実させる

基本的な方向	主な取り組み
①生きる力の基礎を育成し、小学校教育に向けて「学びの基礎」を育てる教育の充実を図ります。	○適切な教育課程の編成および指導の充実 ○学校見学会などによる入学時の心理的不安の軽減 ○小学校への就学に向けた幼稚園・保育園との情報共有と連携強化

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
小学校と保育園の情報共有、連携を行った回数	5回／年	9回／年

施策6. 教育環境を整備・充実させる

基本的な方向	主な取り組み
①未来を担う子どもたちに、安全で良好な教育環境を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ○校舎などの計画的な整備・改修の推進 ○学校給食センターの統合・再編による運営の効率化 ○学校の統廃合による適正規模・適正配置の推進 ○普通教室への計画的な空調設備の設置

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
空調設備設置率	24%	100%



第2章4節 高等学校との連携

現況と課題

本市内には公立・私立あわせて高等学校が6校と1分校があり、市内外から非常に多くの生徒が通学し、それぞれが特色を持った魅力ある校風の中で、文化・スポーツ活動やボランティアなどの地域活動を通じて地域に元気と活力を生み出しています。

これらの力を本市の大切な地域資源ととらえ、高校生が学びの中で得た専門知識や技術をはじめ、文化・芸術・スポーツ・地域活動などの成果を十分に発揮し、地域の中で活かすことの出来る機会の充実が求められています。

また、教育の機会均等のための助成措置など、市内外を問わず福知山市の人・自然・文化にふれ、地域の魅力を実感しながら豊かに学ぶことのできる環境づくりや支援を行う必要があります。



施策1. 高等学校による人材育成を支援する

基本的な方向	主な取り組み
①市内の高等学校への入学・通学を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ○入学一時金支給事業の活用促進 ○市内外から通学する高校生の負担軽減
②高校生の文化芸術・スポーツ活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ○強化指定部活動の認定および活動支援 ○文化芸術・スポーツ活動などの全国大会出場にかかる支援
③高校生の学びの機会を創出します。	<ul style="list-style-type: none"> ○地域イベント、まちづくり意見交換会などへの高校生参加の推進 ○人権問題解決のためのリーダーづくりを支援する人材育成支援事業の推進 ○生徒に対する地域の魅力を伝える取り組みやボランティア活動などへの参加機会の提供

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
人材育成支援事業人権学習会の受給者本人参加率	39%	45%

施策2. 市内の高等学校との連携を強化する

基本的な方向	主な取り組み
①市内の各高等学校の強みや特色の把握および活用と、高校間の相互連携を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○高校生の個性と能力を発揮する地域イベントへの支援 ○福知山市高等学校連携協議会の設置
②高校生の活動に関する情報発信を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> ○広報ふくちやま・福知山市ホームページへの高校生の活動や活躍に関する情報掲載の充実
③高校生の地元での進学を支援します。	○福知山公立大学への進学支援

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
市内高等学校からの福知山公立大学への入学志願者数	—	125人

第2章5節 大学教育の充実

現況と課題

本市を含め当地域における人口減少の要因を考えるとき、進学・就職による高校生の大都市圏への流出は地域社会にとって深刻な課題の一つであり、地域から貴重な人材と資産、活力が失われ、「地域で学び、そして働く」という人材循環システムを構築することが必要です。

北近畿地域が有する様々なフィールドを調査研究の舞台として、地域、企業、行政・教育機関、その他各種団体などが連携かつ結集し、教育のまちづくりを推進する必要があります。

そのためには福知山公立大学の教職員などの資源を活用することで様々な地域課題の調査研究と課題解決、地域の将来を担う人材育成、地域住民の自己実現を支援し、“教育のまち福知山”に対する市民の誇りと愛着を醸成します。

施策1. 地域の将来を担う人材を育成する

基本的な方向	主な取り組み
①多様な地域課題に対して、主体的に有効な解決策を創造し、新たなプログラムやシステムを構築できる人材を育成します。	○専門的知識を活用し、新たな価値を生み出す能力、創造的思考力、問題解決力、分析力、協働する力、リーダーシップを有する地域社会の中核となる人材を育成する人材育成機関の推進

施策2. 産・官・学が連携し地域産業の振興と雇用創出による賑わいを創出する

基本的な方向	主な取り組み
①北近畿地域で学び、働くという人材循環システムの構築に向けて、福知山公立大学を中核とした本地域の地域産業の振興・創出、雇用創出を図ることにより、地域活力を高め、若者が定住し、賑わいと魅力あるまちづくりを推進します。	○調査研究を集積、発信するための情報の発信 ○協調・共存する地域社会の実現に向け、行政、企業をはじめとする様々な組織をつなぐ連携・交流

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
福知山公立大学への入学者数	—	200人

施策3. 市民一人ひとりの自己実現と生涯学習を促進・支援する

基本的な方向	主な取り組み
①誰もが自己実現でき、地域社会の底力のスキルアップにつながる学習の場、人づくりの場となる生涯学習の拠点としての機能・役割を構築します。	○市民への教養講座、社会人向け資格取得講座の実施 ○北近畿地域の高等学校、教育機関、公益財団法人大学コンソーシアム京都(以下、法人部分省略)、一般社団法人京都府北部地域・大学連携機構(CUANKA)(以下、法人部分省略)、他大学などとの連携・共同研究 ○保育・医療・福祉機関との連携 ○国立大学法人京都工芸繊維大学福知山キャンパスとの文理連携

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
地域と福知山公立大学の連携による取り組み	—	10件(累計)
福知山公立大学の社会人向け講座受講者数	—	500人(累計)

第2章6節 文化財の保護・保存

現況と課題

文化財は、本市の歴史や文化を理解する上で欠くことのできないものであり、先人の遺した貴重な文化遺産を継承し積極的に保護・保存していくことは、市民のふるさと意識の醸成や、個性的で魅力ある人づくり・まちづくりの推進に重要な役割を果たすものです。

今後も、歴史や文化の価値や特徴などについて市民が共通の理解を持って保護意識の高揚を図っていくとともに、市民共有の財産として後世へ継承していくため、文化財所有者などの関係者だけでなく、保護・保存に携わる多様な担い手の育成が必要となっています。

施策1. 文化財を適切に保護・保存する

基本的な方向	主な取り組み
①地域の歴史や生活を今に伝える文化遺産を後世に伝えるため、文化財の調査・記録を行い適切に保護・保存します。	○文化財の調査研究体制の充実と保護・保存の推進 ○各種文化財資料のデジタル化による有効活用の推進やICT*などを活用した新たな情報発信
②郷土を愛する心を育む学習資料や地域振興の資源として、文化財の保護・保存を図ります。	○伝統的文化行事・活動・作業の保護と伝承の支援 ○城下町としての文化的・歴史的景観の保全 ○生涯学習資料や地域振興、観光振興の資源としての文化財の保護・保存の推進と、資料の提供

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
指定文化財件数	216件(累計)	222件(累計)

施策2. 文化財の保護意識を高める

基本的な方向	主な取り組み
①地域の歴史や文化を伝える文化財の展示や講座を通じ、文化財への関心や保護意識を高めます。	○地域の歴史や文化を伝える文化財の展示機会の充実 ○講座・講演会などによる文化財保護の普及・啓発の推進 ○既存資料の一括管理 ○専任学芸員を配置した文化財資料館整備の研究 ○所有者および保存団体、学校などとの連携

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
企画展示・説明会への参加者数	5,064人	7,000人



第2章7節 文化活動の推進

現況と課題

「心の豊かさ」や「地域の魅力」の創造など文化への関心の高まりにより、余暇時間を利用した文化活動に対するニーズはより一層高まっています。

文化活動については、文化施設を活用した個人やサークルなど多彩な活動が行われており、今後も、多くの市民がそれぞれの実情に応じて参加できる活動機会の充実や、施設機能の充実に努める必要があります。また、資料館・美術館などの施設においては、本市の歴史・文化・芸術などの調査・研究・普及啓発活動を行い、市内外へその情報を発信します。

都市・地域間交流については地域活性化の起爆剤として期待されることから、姉妹都市（長崎県島原市）、観光友好都市（静岡県小山町）との親善の推進と、歴史・文化を軸とした交流の創出が求められます。

施策2. 多様な文化交流を推進する

基本的な方向	主な取り組み
①都市間および民間の交流を促進し、人的交流や地域の活性化を図ります。	○「鬼」を軸とする市町村との連携や交流による地域の活性化 ○自然、文化・スポーツなど様々な分野による民間交流の促進と支援 ○交流施設の整備・充実
②地域や企業など多様な市民の参画による、島原市や小山町との交流を推進します。	○島原市や小山町の紹介や交流イベントの開催
③福知山出身者との交流や連携を通じ、福知山の魅力や情報を発信します。	○市外在住の福知山出身者に対する情報提供の強化
④外国都市との交流・連携を推進します。	○外国都市の情報収集・交換や人的交流の促進 ○外国都市との姉妹都市提携の推進

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
鬼にかかわる地域交流事業参加者数	300人	350人
姉妹都市島原市物産展の来場者数	25,000人	30,000人

施策3. 文化施設を整備する

基本的な方向	主な取り組み
①市民の文化活動の拠点として、また、集客施設としてユニバーサルデザイン*化など施設の充実や適切な維持管理を推進します。	○広域化に対応した利用予約システムの構築 ○各種文化施設の計画的な機能の整備・拡充 ○コンサート、各種イベントなどによる文化施設の利用促進 ○文化振興の拠点施設の整備と利用促進

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
厚生会館、市民交流プラザ、夜久野ふれあいプラザ、大江総合会館利用者数	237,979人	252,000人

施策1. 文化活動を振興する

基本的な方向	主な取り組み
①心豊かでうるおいのある市民生活をめざし、市民の文化、芸術に対する関心を高める活動を促進し、市民文化の向上を図ります。	○市民の芸術鑑賞機会の創出 ○郷土出身の文化人の業績や地域の歴史・文化の情報発信 ○各種文化施設を有効活用した文化力・芸術力の向上と熟成 ○歴史・文化の情報発信と観光振興との連携
②趣味の活動や芸術の振興など、市民が主体的に文化に親しむことができる活動を促進します。	○文化・芸術団体などとの連携と主体的な活動・運営の支援 ○市民公募美術展（市展など）の開催と市民が主体となつた運営の促進 ○公民館活動や市民グループ、個人の成果発表・展示機会の充実、企画力の充実 ○高校生などの若い世代を対象とした文化芸術活動への参加促進

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
佐藤太清記念美術館入館者数	10,583人	11,000人
市展出品者数	408人	432人



第2章8節 スポーツ活動の推進

現況と課題

日常的な運動・スポーツによる「健康」や「体力向上」への関心の高まりなどにより、余暇時間を利用したスポーツ活動に対するニーズはより一層高まっています。

スポーツ活動については、生涯スポーツから競技スポーツまで幅広いスポーツ活動が行われており、特に「福知山マラソン」は全国へ発信する当地方の一大スポーツイベントとなっています。今後もこうしたスポーツ大会の継続・発展に向けた支援や大会誘致に努めるとともに、ノルディック・ウォークなどのニュースポーツも活用した市民の健康づくりを推進します。また、「する」スポーツはもとより、「みる」「さえる」スポーツも含めた幅広いスポーツ活動の振興が必要となっています。



施策1. スポーツを振興する

基本的な方向	主な取り組み
①市民が心身ともに健康で明るく豊かな生活をめざし、体力や年齢、技術、興味、目的に応じてスポーツ、レクリエーションに親しむことができる機会を充実させます。	○福知山市スポーツ推進計画の策定 ○スポーツ関係団体と連携した地域スポーツ活動の推進 ○施設を有効活用した生涯スポーツ活動の推進 ○スポーツ団体への支援、スポーツ教室の充実、指導者育成
②市民が、幅広くスポーツとふれあう機会を創出するため、「みる」「さえる」スポーツ活動を推進します。	○スポーツイベントの企画・運営への市民参画の促進 ○福知山市を主会場としたプロ競技を含む全国規模の大規模の誘致

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
スポーツ推進委員の派遣講習受講者数	1,074人	1,500人
福知山マラソンの申込者数	10,000人	10,000人

施策2. スポーツ施設を整備する

基本的な方向	主な取り組み
①市民のスポーツ活動の拠点として、また、集客施設としてユニーク・デザイン化など施設の充実や適切な維持管理を推進します。	○三段池公園周辺への公認陸上競技場などスポーツ施設の集約化 ○大会誘致などによるスポーツ施設の利用促進 ○各種スポーツ施設の計画的な機能の整備・拡充

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
スポーツ施設の利用者数	524,039人	578,500人

第3章

だれもが快適に暮らせる 生活基盤の整ったまちづくり (生活基盤)

1. 土地利用および市街地・集落整備
2. 公共交通の最適化
3. 道路網の整備
4. 生活空間の整備
5. 上下水道の整備

政策【第3章】だれもが快適に暮らせる生活基盤の整ったまちづくり(生活基盤)

施策の大綱 1. 土地利用および市街地・集落整備

- 施策1. 計画的な土地利用を推進する
- 施策2. 良好的な都市空間を形成する
- 施策3. 中心市街地を活性化する
- 施策4. 集落環境を保全・整備する

施策の大綱 4. 生活空間の整備

- 施策1. 住宅・宅地の整備を推進する
- 施策2. 公園の整備と適切な維持管理をする
- 施策3. 都市の緑化を推進する
- 施策4. 施設・墓地を適切に維持管理する

施策の大綱 2. 公共交通の最適化

- 施策1. 利用しやすい鉄道機能を確保する
- 施策2. 利用しやすいバス交通を確保する
- 施策3. 公共交通のネットワークを充実させる

施策の大綱 5. 上下水道の整備

- 施策1. 安心・安全な水を安定供給する
- 施策2. 下水道等を適切に維持管理する

施策の大綱 3. 道路網の整備

- 施策1. 国・府道の整備を促進する
- 施策2. 市道などの整備を推進する
- 施策3. 道路のネットワークを充実させる

第3章1節 土地利用および市街地・集落整備

現況と課題

人口減少や少子高齢化の進行、社会経済情勢の変化により、土地需要の低下、景観や環境の悪化など、生活や生産の共通基盤である土地資源の有効活用が課題となっています。

こうした状況の中、市域55,254haの約3割を占める都市計画区域においては、時代変化に対応した適切かつ秩序ある土地利用を図るため、都市計画の見直しが必要となっています。

また、市街地は、交通・交易の拠点として発展してきましたが、拡散型の都市化に伴う人口密度の低下や未利用地*の増加によって空洞化しており、現状に即した適切な用途の見直しや景観計画などの活用による魅力ある都市空間の創出が求められています。特に、中心市街地の空き家や空き店舗の増加、来街者の減少はまち全体の活力に大きく影響しており、集客の強化や「まちなか居住*」対策が必要となっています。

農山村地域においては、過疎化・高齢化の進行や有害鳥獣*被害によって、集落機能としての土地管理の水準が低下し、生活環境の悪化や放置森林*、耕作放棄地*が増加しており、平成26年8月豪雨では大規模な土砂崩れが多発するなど、農林業を継続する条件整備や農山村地域が果たしてきた多面的な公益機能*の維持が課題となっています。



施策1. 計画的な土地利用を推進する

基本的な方向	主な取り組み
①「福知山市都市計画マスターplan」に基づき目標とする土地利用と市街地形成の実現に向けた取り組みを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○良好な住環境と防災性の向上のための都市計画の見直しと弾力的な運用 ○まとまりがある住みやすいコンパクトな都市への誘導 ○地区計画の有効な活用
②高齢化や人口減少などの社会環境の変化に対応した、秩序ある土地利用に向けて適切な規制・誘導を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○市街化調整区域*の中核集落および一般集落における地域コミュニティ*維持のための地区計画の策定 ○適切な開発指導実施のためのまちづくり条例制定の検討
③土地の適切な開発や保全また有効利用を図るために土地調査を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○優良農地の保全 ○官民境界などの筆界確定の実施 ○地籍調査の実施

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
地籍調査事業実施予定全体地区に対する事業成果を法務局へ送付した面積比率	0%	6.2%(累計)

施策2. 良好な都市空間を形成する

基本的な方向	主な取り組み
①各地域の風土や景観などを活かし、豊かな自然と調和した魅力ある都市空間を形成します。	<ul style="list-style-type: none"> ○景観条例および景観計画に基づいた良好な空間の保存・保全 ○中心市街地における城下町らしさを活かした景観形成 ○市民による積極的で自発的な景観の保存・保全への取り組み拡大 ○景観重要建造物の指定による歴史的建造物の保存

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
景観重要建造物の指定件数	0件	25件(累計)

施策3. 中心市街地を活性化する

基本的な方向	主な取り組み
①都市機能の集積や歴史文化資源の活用によってにぎわいを創出し、「まちの顔」にふさわしい中心市街地の活性化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○空き家となっている町家や歴史的建造物の利活用 ○「市民交流プラザふくちやま」など都市機能の集積によるにぎわいの創出 ○市民ニーズに対応したコミュニティ*情報のほか、中心市街地の魅力をPRする情報発信
②中心市街地ならではの拠点性や利便性の向上と良好な景観づくりによる「まちなか居住*」を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○テナントミックス事業による新しい店舗誘致による中心市街地の活性化 ○良好な景観づくりによる市民自らが誇りを持って暮らせる「まちなか居住*」の促進 ○まちなか循環路線バスの運行による移動利便性と拠点性の確保 ○中心市街地における子育て、高齢者などの様々なグループ活動への支援 ○中心市街地における空き店舗・空き家・未利用地の有効活用

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
テナントミックス事業や空き店舗ストックバンク事業などによる店舗開業数	23件(累計)	35件(累計)
街なみ環境整備事業による外観修景実施件数	39件(累計)	57件(累計)



施策4. 集落環境を保全・整備する

基本的な方向	主な取り組み
①里山や河川などの美しい田園景観や多面的公益機能*を保全し、農林業と住環境が維持できる農山村地域の環境整備を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○景観計画に基づく自然景観の保全 ○「福知山市農山村活性化計画」の推進 ○農山村集落の自治機能の維持 ○農村環境の保全に向けた、日本型直接支払制度の推進 ○森の京都マスターPLANの推進 ○市街化調整区域*内の地区計画制度の活用による、優良農地や自然環境の保全などに配慮した土地利用の促進

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
市街化調整区域*における地区計画の指定区域数	1地区(累計)	5地区(累計)
多面的機能支払協定面積	1,932ha	2,000ha



第3章2節 公共交通の最適化

現況と課題

本市は、JR山陰本線・福知山線、京都丹後鉄道宮福線が結節し、北近畿と京阪神地域を結ぶ鉄道交通の要衝となっています。

路線バスは、民間、地域自主運行、市営により30路線が運行され、民間の高速バスが東京・阪神地域を結んでいます。

モータリゼーション*の進展や人口減少などにより、鉄道やバスの利用者は減少傾向にあり、持続可能な地域公共交通を確保するために、地域の実情と市民ニーズに対応した交通体系の再編、整備と積極的な利用が求められています。

また、地域で支える交通空白地*への対策や、高齢者など交通手段をもたない人々に配慮した移動手段の確保が課題となっています。



施策1. 利用しやすい鉄道機能を確保する

基本的な方向	主な取り組み
①JR線の利便性の向上と複線化の早期実現に向け、関係自治体と協力して関係機関へ働きかけます。	<ul style="list-style-type: none"> ○複線化の早期実現に向けた関係機関への要望活動の実施 ○市内各駅における自動改札装置の早期導入をはじめ鉄道の利便性の向上に向けた関係機関への働きかけ
②関係自治体と協力して京都丹後鉄道の安全で快適な運行を支援します。	○沿線自治体との協調による京都丹後鉄道の運行支援
③マイレール意識*の向上などにより利用促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○鉄道の利用促進のための啓発事業などの実施 ○鉄道で高等学校に通う生徒への定期券補助制度の実施 ○沿線住民へのマイレール意識*の醸成による通勤・通学での利用増進 ○敬老乗車券事業の実施による京都丹後鉄道の利用促進
④「山陰縦貫・超高速鉄道整備推進市町村会議」を母体として、山陰縦貫・超高速鉄道の実現に向け、関係機関へ働きかけます。	○山陰縦貫・超高速鉄道の実現に向けた、各種要望や啓発活動の実施

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
JRの福知山市内駅平均乗客数	4,400人/日	4,600人/日
京都丹後鉄道の福知山市内駅平均乗客数	1,500人/日	1,550人/日
高校生通学(鉄道)定期券補助件数	50人	50人

施策2. 利用しやすいバス交通を確保する	
基本的な方向	主な取り組み
①地域の実情やニーズを把握し、効率的・効果的な運行システムの再編などにより、利便性の確保と利用促進を図ります。	○地域ごとの利用実態とニーズに応じた運行形態や路線・ダイヤの継続的な検証、見直し ○路線バスで高等学校に通う生徒への定期券補助制度の実施 ○敬老乗車券事業の実施によるバス交通の利用促進
②モビリティ・マネジメント*の推進により、路線バスなどの公共交通の必要性を地域全体で共有することで持続可能なバス交通の確保につなげます。	○学校や地域を対象としたモビリティ・マネジメント*の推進による、バス交通の確保と利用促進

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
市民一人あたりの年間路線バス利用回数	6.7回	7.0回
敬老乗車券購入冊数	3,648冊	4,000冊

施策3. 公共交通のネットワークを充実させる

基本的な方向	主な取り組み
①市内全域を見渡した地域公共交通網の形成を計画的に進めます。	○地域公共交通網形成計画に基づいた地域公共交通再編実施計画の策定
②新たな交通体系の導入など、地域の実情に応じた生活移動手段の確保を行政・地域・事業者などの協働により進めます。	○地域で取り組む持続可能な地域コミュニティ*交通の構築 ○有償運送実施団体*への支援

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
自家用自動車を利用しない市民の日常移動に対する満足度	31.8%	40%
利便性と効率性の向上および新たな利用者の発掘につながるバス路線の再編成や新たな移動手段の導入・試行件数	0件	6件

第3章3節 道路網の整備

現況と課題

本市では、近畿自動車道敦賀線、国道9号などの広域交通基盤が整っていますが、京都縦貫自動車道や北近畿豊岡自動車道などの延伸に伴い、従来本市を経由していた北近畿の交通形態に大きな変化が見られます。こうした変化を人・物・情報の流れを拡大・促進するための強みに活かすとともに、北近畿の東西幹線軸の強化に向け、429号檍峠のトンネル化、国道9号4車線化の延伸や京丹波みずほインターチェンジ間の付加車線整備促進をはじめ、国道175号などの道路網の利便性の向上や整備を積極的に関係機関に働きかけ、交通の要衝としての機能を高めていく必要があります。



また、市民の移動は自動車交通によることが多く、地域内の交流や連携強化、安全で円滑な交通の確保を図るために、道路網の整備・充実が重要な課題です。

施策1. 国・府道の整備を促進する

基本的な方向	主な取り組み
①管内主要幹線道路および主要地方道路などの改修事業を促進します。	○避難路・緊急輸送道路としての機能確保を含めた、国道429号(檍峠のトンネル化)・国道9号4車線化の延伸や付加車線整備、国道175号などのかさ上げなどの国・府道の整備に向けた関係機関への働きかけ ○近畿自動車道敦賀線の全線4車線化の働きかけ

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
国道9号福知山道路の4車線化(全体5.8kmの進捗率)	75%	90%
国道429号改良事業箇所数	—	3箇所(累計)



施策2. 市道などの整備を推進する

基本的な方向	主な取り組み
①効率的・効果的な都市計画道路・生活道路の整備を計画的に進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○土地区画整理や民間開発との連携による都市計画道路の充実 ○各地域における実情や特性に応じた都市計画道路および生活道路の新設・改良によるネットワーク化・避難路としての機能をもったアクセス強化・交通ネットワーク危険箇所解消 ○都市計画道路網の見直しに併せ、今後の都市計画道路整備方針の検討
②中心市街地と農山村地域の交流や相互連携の強化、農山村地域間のアクセス強化など、効率的・効果的な道路網整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○農村地域内の連携を強化する道路整備の推進
③安全で円滑に通行できるよう、良好な道路の維持管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動やボランティアの協力による道路環境の維持 ○橋りょうの長寿命化の推進 ○道路パトロール体制の確立

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
都市計画道路整備進捗率	64.05%	75.12%

施策3. 道路のネットワークを充実させる

基本的な方向	主な取り組み
①広域幹線道路へのアクセス道路の整備を推進し、交通の要衝としての機能を高めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○高規格道路・幹線道路へのアクセスや広域交通の市街地への誘導など道路網の整備促進 ○適切な車両誘導による交通混雑の解消 ○都市のコンパクト化による主要地を結ぶ幹線ネットワークの整備促進

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
福知山停車場奥複原線の整備進捗率	16.7%	100%

第3章4節 生活空間の整備

現況と課題

生活の基本的な要素となる住環境は、豊かな暮らしを保障し、定住化を促す基本条件です。人口減少や高齢化へ対応した住宅施策のために公営住宅と民間賃貸住宅の適切な機能分担を行い、総合的・計画的な住宅セーフティーネットの構築が求められています。

また、立地的な条件だけでなく、そこに暮らす人々が「住み続けたい」と感じ、外から訪れた人々も「住んでみたい」と思える魅力的な住環境づくりが求められています。

本市では土地区画整理事業*などの都市基盤整備を積極的に推進し、定住化を促してきましたが、市民ニーズが多様化する中、さらに良質で魅力のある住環境の整備が求められています。また、高齢者や障害のある人が暮らしやすい住環境整備に取り組むことも不可欠です。

さらに、防災・福祉・環境・余暇活動など、市民の生活に重要な役割を持つ公園については、多様化したニーズに対応するゆとりと潤いのある空間整備や緑化を進め、快適環境を保持していく必要があります。

核家族化、少子高齢化の進行などにより、適正な墓地の管理や継承ができないケースが増加することが予想されます。将来を見据えた墓地の課題や市民の意識などを的確に把握し、墓地の適正な管理・指導に努める必要があります。

斎場については、計画的な改修を進め、人生終焉の場にふさわしい施設として適切な維持管理を図る必要があります。



施策1. 住宅・宅地の整備を推進する

基本的な方向	主な取り組み
①公営住宅の建替、修繕など計画的な整備を進め、良好な住環境を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ○「福知山市公営住宅等長寿命化計画」の推進 ○公営住宅ストックの効率的で円滑な更新による、人と環境に配慮した住環境の整備
②子育て世帯など多様なニーズを把握し、住宅・宅地の整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障害のある人に配慮したバリアフリー*化の推進 ○市街地再開発の誘導や土地区画整理事業*による質の高い住環境の整備 ○適正な民間開発による優良宅地の整備促進

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
市営住宅のバリアフリー*化率	44.4%	57.4%

施策2. 公園の整備と適切な維持管理をする

基本的な方向	主な取り組み
①誰もが安心・安全に利用でき楽しく憩える公園整備を図ります。	○三段池公園の施設の充実・拡大 ○福知山城魅力向上のための公園整備 ○由良川周辺での環境整備を兼ねた公園整備の検討
②中長期的視点から計画的かつ合理的な維持管理を行います。	○長寿命化計画に基づく公園施設の計画的な改修 ○市民との協働による公園・児童公園・農村広場の維持管理 ○都市(街区)公園の再配置などの検討

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
三段池公園年間利用者数	503,020人	510,000人

施策3. 都市の緑化を推進する

基本的な方向	主な取り組み
①緑地の保全や自然との共生により都市の緑化を推進します。	○緑豊かな生活環境確保のための都市公園や緑地の保全 ○緑化推進を図るための緑化普及活動および啓発の実施 ○地域住民による公園清掃活動の推進

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
福知山市都市緑化植物園で実施する市民ボランティア登録者数	25人	50人

施策4. 斎場・墓地を適切に維持管理する

基本的な方向	主な取り組み
①斎場・市営墓地については、周辺地域の環境保全に配慮しつつ適切な管理運営を行います。	○斎場の設備・機器類の適切な維持管理による長寿命化の推進 ○利用者ニーズに応じた施設改修 ○斎場周辺の環境保全 ○市営墓地の適正な管理・運営
②民営墓地などの秩序ある管理および適正な整備について指導を行います。	○民営墓地などの適正な管理の指導

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
斎場運営が適切であると思う利用者の割合	—	80%



第3章5節 上下水道の整備

現況と課題

市民生活と地域経済を支える安心・安全な水を安定供給するために、簡易水道同士や上水道の統合を進め、給水体制の強化を図ってきました。高度経済成長期に急速に整備された水道施設の老朽化が進行しており、大規模な水道施設の更新・改良、災害対策の強化が喫緊の課題となっています。

また、本市における汚水処理は、下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業による水洗化普及に努め、生活環境の改善を図ってきました。所有する施設が更新期を迎える、計画的な施設の長寿命化・改築更新が必要となっています。

これまで整備してきた上下水道などのライフライン施設については、適切な維持管理や計画的な施設マネジメントにより、安心・安全で快適な市民生活を維持していくことが望まれます。

施策1. 安心・安全な水を安定供給する

基本的な方向	主な取り組み
①水道施設の更新や耐震化、上水道と簡易水道との統合などにより、安心・安全な水の安定供給を図ります。	○上水道・簡易水道の統合による水の安定供給の推進 ○更新計画に基づく基幹管路・浄水施設の耐震化と老朽管路の更新 ○需要推移による施設規模の見直しや外部委託によるコスト縮減、適正な料金水準の確保などによる経営の安定化

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
基幹管路の耐震化率	42.2%	50%

施策2. 下水道等を適切に維持管理する

基本的な方向	主な取り組み
①下水道施設の適切な維持管理や施設マネジメントにより、環境への負荷を低減し、安心・安全で快適な生活環境基盤を守っていきます。	○公共下水道・農業集落排水施設の効率的な維持管理と計画的な施設の改築更新 ○合併処理浄化槽の設置促進 ○農業集落排水施設の統合によるコスト縮減 ○排水処理原価を反映した適正な料金体系の確立
②し尿の適正処理を推進します。	○し尿処理の適切な業務の推進

成果指標と目標

成果指標	現況(H26年度)	目標(H32年度)
長寿命化対策実施率(平成26年度策定分)	0%	100%